

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部スポーツ振興課
委託業務番号	令和2年度 長ス振第55号
委託業務名称	長浜市スポーツ推進委員活動促進事業委託
委託業務場所	
業務の概要	スポーツ推進委員の資質向上にかかる事業及びスポーツ推進委員活動の市民への広報周知にかかる事業を長浜市スポーツ推進委員会へ委託し、地域におけるスポーツ推進活動を円滑に進め、市民のさらなるスポーツの普及・振興を図るもの。
履行期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和2年4月1日
契約額(税込)	992,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市宮司町1203番地 [商号又は名称] 長浜市スポーツ推進委員会 会長 田川 重雄
契約相手方の選定理由	スポーツ推進委員は市長より委嘱を受けた非常勤公務員で組織された団体であり、長浜市スポーツ推進委員に関する規則に則り事業を進めていくうえで、地域を良く知り、地域に親しみながら地域生涯スポーツの振興・発展を自ら進んで推進できる団体であり、他に代替性がないことから同委員会と随意契約する
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>